

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 収入印紙については、次によること。

(1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

3 該当する口にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 登録の申請の場合	1 2 3(① ② ③ ⑥) ⑧) 4 5	
2 再登録の申請の場合	1 2 3(④ ⑤ ⑥ ⑦) ⑧) 4(注) 5	(注) 電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号及び住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6 法第27条の23第2項第1号への該当の有無について、該当する口にレ印を付けること。

7 3の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、当該申請に係る無線局の無線設備の規格について施行規則第17条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。

(2) ②の欄は、当該申請に係る無線局の無線設備を設置しようとする区域を全て記載すること。ただし、移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、

「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

(3) ③の欄は、次によること。

ア 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。

イ 周波数については、当該申請に係る無線局の無線設備が使用する周波数を全て記載すること。

ウ 空中線電力については、当該申請に係る無線局の無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を全て記載すること。

(4) ④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。

(5) ⑥の欄は、施行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

(6) ⑧の欄は、次によること。

ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

8 4の欄は、次によること。

(1) 法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。

(2) 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。

9 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

10 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。